

## [事案 23-149] 保険契約遡及加入請求

・平成 23 年 10 月 26 日 不受理決定

### <事案の概要>

平成 22 年 11 月、募集人から受けとった設計書（保険年齢 55 歳）により転換を検討しているうちに、契約年齢が 1 歳上がり、平成 23 年 2 月に受け取った設計書（保険年齢 56 歳）では、保険料払込総額が大幅に増えることになった。保険料を下げるための相談もしており、保険年齢については重要なことなのだから、募集人は、平成 23 年 1 月を迎えると契約年齢が 1 歳加算されることを事前に説明しておくべきであった。

よって、契約年齢を 55 歳として転換による新契約を締結するか（請求 1）、もしくは、保険年齢 55 歳で契約した場合との保険料の差額を補填してほしい（請求 2）。もし認められなければ、現在の契約を中途解約せざるを得ないので、既払込保険料と解約返戻金との差額、及び慰謝料を支払ってほしい（請求 3）。

### <不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について慎重に検討した結果、以下の理由により、本件申立ての内容は、その性質上裁定審査会が裁定を行うのに適当でないと認められるので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条（9）を適用して、不受理とした。

#### (1) 請求 1 について

相手方に対し、保険年齢が 56 歳であるにもかかわらず、これを 55 歳として本件新契約を締結せよ、と請求する法的根拠は見出すことはできず、請求自体失当である。

#### (2) 請求 2 について

①善解すると、募集人には、申立人に対し、平成 23 年 1 月を迎えると保険年齢が 1 歳加算されることを説明すべき義務があり、募集人がこれを懈怠したため、申立人は損害を被ったので、相手方には不法行為に基づく損害賠償責任がある、との主張と考えられる。

しかしながら、申立人は本件新契約（転換）を締結していないのだから、申立人の主張する損害は発生しておらず、請求自体失当である。

②平成 22 年 11 月作成に係る当初の設計書等には、「計算基準日の前日までに所定のお申込み手続きをされない場合、記載の保険料、転換価格などが異なることがあります。」と明記されており、同書類には計算基準日が同年 12 月 1 日と記載されていることから、同年 11 月 30 日までに本件新契約の申込みをしなければ、保険料等が変更されることがあることは分かるようになっている。

③募集人が、口頭で、平成 23 年 1 月を迎えると保険年齢が 1 歳加算される旨の説明をする義務があると認めることはできない。申立人が当初の保険設計書等を受け取ったのは平成 22 年 11 月上旬頃で、同月 30 日までには十分な検討期間があったことも考慮すれば、なおさらである。

#### (3) 請求 3 について

①請求 3 は、申立人が現在の契約を中途解約せざるを得ないことを前提するものであるが、申立人は現在の契約を解約していないのであるから、申立人の主張する損害は発生しておらず、また、慰謝料の発生原因となるような事実を見出すことはできないため、請求自体失当である。

②念のため検討すると、申立人が現在の契約を中途解約せざるを得ないような客観的・合理的理由があると認めることはできない。もちろん、申立人が申立契約を中途解約することは自由だが、既払込保険料と解約返戻金との差額の賠償を保険会社に求めることができる法的根拠を見出すことはできない。